

大規模盛土造成地マップにおける Q&A

Q1 なぜ、このマップを作成したのですか。

A1 平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成 16 年の新潟県中越地震において、大規模盛土造成地において滑動崩落（地震に伴って盛土部分が動いたり、崩れたりすること）の被害が発生しました。国ではこのような被害を未然に防ぐため、平成 18 年からガイドラインを定め、全国で大規模盛土造成地の調査を行っています。住民の皆様に大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、皆様の防災意識を高めていただくために、市内における大規模盛土造成地の分布図を公表しています。

Q2 大規模盛土造成地マップはどのようにして作成したのですか。

A2 最新の地形図と造成前の地形図を重ね合わせ、3000 m²以上の造成宅地（谷埋め型盛土）及び造成前の地盤面の角度が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 メートル以上の造成宅地（腹付け型盛土）を抽出し、作成しています。なお、本市においては、腹付け型盛土の箇所はございません。

Q3 大規模盛土造成地は危険ということですか。

A3 本マップは、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。

Q4 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策を講じなければなりませんか。

A4 このマップは、危険な箇所を示したものではないので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められるものではありませんが、盛土造成地であることを認識し、日頃から地盤や擁壁に关心をお持ちいただきたいと考えています。

Q5　自宅が盛土によって造成されているようですが、マップに載っていないため、安全と
考えてよいでしょうか。

A5　大規模盛土造成地の規定にあてはまらない規模の盛土造成地も市内には数多くあるため、ご自宅がマップに載っていない方におかれましても防災意識をもって宅地の維持に努めていただきたいと考えています。

Q6　宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建築する際に何か制限がかかりますか。

A6　このマップは、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものであり、大規模盛土造成地に規制をかけるものではありません。なお、建物を建築する際には盛土造成地であることを認識し、状況に応じて、地盤改良や建築物の基礎を深くする等の対策を行うことが望ましい場合があるため、建築士などの専門家にご相談の上、計画いただきたいと考えています。